

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月11日

【四半期会計期間】 第12期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 株式会社三越伊勢丹ホールディングス

【英訳名】 Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員
杉江 俊彦

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 03(6730)5003

【事務連絡者氏名】 執行役員グループ総務部門長
西山 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

【電話番号】 03(6730)5003

【事務連絡者氏名】 執行役員グループ総務部門長
西山 茂

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第11期 第2四半期 連結累計期間	第12期 第2四半期 連結累計期間	第11期
会計期間		自 2018年4月1日 至 2018年9月30日	自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高	(百万円)	563,991	577,288	1,196,803
経常利益	(百万円)	12,282	15,057	31,995
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	3,929	7,595	13,480
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	92	3,707	2,520
純資産額	(百万円)	585,451	583,582	585,715
総資産額	(百万円)	1,249,922	1,254,225	1,247,427
1株当たり四半期(当期)純利益 金額	(円)	10.08	19.47	34.58
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	10.04	19.38	34.41
自己資本比率	(%)	46.0	45.8	46.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	10,033	6,499	28,286
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	22,155	19,321	22,450
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	20,560	14,456	9,063
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	41,872	51,438	50,147

回次		第11期 第2四半期 連結会計期間	第12期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()	(円)	1.72	4.05

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第1四半期連結会計期間より、国際財務報告基準(IFRS)に準拠した財務諸表を連結している在外連結子会社等についてIFRS第16号「リース」を適用しております。影響額につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

（その他）

第1四半期連結会計期間において、株式会社三越伊勢丹通信販売及び株式会社レオテックスについては重要性が乏しくなったため、連結の範囲より除外しております。

また、第1四半期連結会計期間において、株式会社ニッコウトラベルは、株式会社三越伊勢丹旅行（2019年4月1日より株式会社三越伊勢丹ニッコウトラベルに社名変更）を存続会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲より除外しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（2019年4月1日～2019年9月30日）における我が国経済は、実質GDPが前期比年率プラスとなり3四半期連続のプラス成長となりました。消費動向は天候不順や韓国入訪日客減少などを受けて景況感が悪化しましたが、良好な雇用環境や10月1日の消費税増税前の駆け込み需要が下支えとなりました。先行きの景況感は消費増税後の反動や、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題等による緊迫した状況下において事業環境の不透明感は根強く、予断を許さない状況です。このような不透明な状況のなか、当社グループは、今まで培ってきた暖簾、顧客、その他有効資産に加えて、IT・店舗・人の力を活用した新時代のプラットフォームとして、世界中のモノ・コトとお客さまのつなぎ手となるために、自ら「変化」「変革」することで、新しい価値を創出し持続的な成長と発展を目指しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の連結業績は、売上高は577,288百万円（前年同四半期比2.4%増）、営業利益は13,886百万円（前年同四半期比28.3%増）、経常利益は15,057百万円（前年同四半期比22.6%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は7,595百万円（前年同四半期比93.3%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

百貨店業

百貨店業におきましては、消費税増税前の駆け込み需要や基幹店のリモデル効果があり高額品を中心に好調に推移いたしました。その中で、当社は百貨店事業を収益の柱として持続的に安定収益をあげられるよう新たなビジネスモデル確立に向けた取り組みを進めております。そのための店舗整備に加え、店舗でもオンライン上においても顧客が同じ体験ができるよう「シームレス化」に向けた基盤の整備にも取り組んでおります。

主力店舗である伊勢丹新宿本店、三越日本橋本店においては店舗整備に向けたリモデルを進めております。お客さまのニーズにあったカテゴリーやコンテンツの導入をはじめ、賑わいのあるショッパやブランドの導入を進めております。加えて、人の力を最大限活用し、アテンドサービスの強化を図りました。また、オンライン上でも基幹店と同じ商品を購入できるよう「シームレス化」を推進しており、商品登録のデジタル化を急速に進めております。お客さまがご来店前に接客予約を可能としたオンライン予約サービス等も充実させており、ご好評いただいております。

支店、地域百貨店、海外店につきましては、限られた経営資源を新たな成長分野に再配分するため、収益性に課題のある店舗の構造改革を進めてまいりました。2019年9月末をもちまして、伊勢丹相模原店及び伊勢丹府中店を営業終了いたしました。大規模構造改革はほぼ完了し、今後は地域毎のお客さまのニーズや各店に置かれた状況にあわせながら、リサイジングや業態転換を含めたあらゆる手段を使ってモデル転換し地域のお客さまのニーズに応えられるよう取り組んでまいります。

デジタルを活用したオンラインビジネスにも力を入れており、2019年2月より開始した化粧品専用オンラインストア「meeco（ミーコ）」は順調に売上高が伸びております。また、ミレニアル世代の男性に向けたワイシャツのカスタムオーダーがオンライン上のデジタル採寸により気軽に行えるサービス「Hi TAILOR（ハイ・テーラー）」も秋にスタートさせ、商品領域の拡大、販売方法の多様化を図っております。オンラインとリアル店舗を相互に行き来できるようサービスを充実させることでお客さまの利便性向上、当社ならではの新たな価値提供に取り組んでまいります。

このセグメントにおける売上高は536,250百万円（前年同四半期比2.2%増）、営業利益は6,802百万円（前年同四半期比27.9%増）となりました。

クレジット・金融・友の会業

クレジット・金融・友の会業におきましては、当社の優良顧客を基盤に、基幹事業の一つとしてさらなる拡大を目指しております。

株式会社エムアイカードは、店舗閉鎖により百貨店顧客会員数が減少する中、ゴールドカードのサービスの拡充、ご入会キャンペーン等を図った結果、ロイヤリティの高い顧客獲得につながっております。また、消費税増税前の駆け込み需要もあり、百貨店一部店舗と連動したご利用キャンペーン等も行った結果、カード利用による手数料の増加やアクワイアリング手数料増加につながりました。百貨店カードとはサービスが異なる新たな「エムアイカード」の発行を引き続き進めており、新規会員の拡大につなげてまいります。今後は多様化する決済手段に対応するため、新たな取り組みも積極的に研究してまいります。

このセグメントにおける売上高は19,894百万円（前年同四半期比4.2%増）、営業利益は2,639百万円（前年同四半期比15.9%減）となりました。

不動産業

不動産業におきましては、グループの保有する国内外の優良不動産を活用し、新たな収益性のある事業機会の創出に向けて取り組んでおります。

株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインは、2019年4月にビルマネジメント事業を株式会社三越伊勢丹アイムファシリティーズへ事業継承し、テナントマネジメント事業、建装・デザイン事業に集中して事業を進めております。テナントマネジメント事業においては、横浜駅ジョイナス内の「FOOD&TIME ISETAN YOKOHAMA」が好調に推移しており、同様の取り組みの拡大を検討しております。国分寺駅の「ミーツ国分寺」につきましては、一部テナントを入れ替えながら収益改善を図っております。建装・デザイン事業は、受注物件数が増えることで堅調に推移いたしました。

株式会社三越伊勢丹不動産は、保有・運営する賃貸マンションにより、安定的な収益を確保しております。

このセグメントにおける売上高は16,721百万円（前年同四半期比16.9%減）、営業利益は3,076百万円（前年同四半期比2.2%増）となりました。

その他

その他事業におきましては、「お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立つこと」の実現に向けて事業に取り組んでおります。

旅行事業は、株式会社三越伊勢丹ニッコウトラベルが、海外事業における主力のクルーズ船ツアーが好調に推移し、全体収益を牽引いたしました。また、業務の効率化を図ることで利益体質強化に取り組んでおり、販売管理費の削減にもつながっております。

美容事業は、株式会社ソシエ・ワールドが、主力のエステティック、ヘア部門とも、客数の伸び悩み等により厳しい結果となりました。経費抑制は進めており、今後は更なるコスト管理の徹底を図ってまいります。

情報処理サービス事業は、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズが、経費の削減を進めており、収益が改善しております。

このセグメントにおける売上高は41,438百万円（前年同四半期比4.5%減）、営業利益は1,148百万円（前年同四半期は営業損失769百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の総資産は1,254,225百万円となり、前連結会計年度末に比べ6,798百万円増加しました。これは主に、消費税増税前の駆け込み需要により、9月の売上高が増加し、受取手形及び売掛金が増加したことと、第1四半期連結会計期間より、国際財務報告基準（IFRS）に準拠した財務諸表を連結している在外連結子会社についてIFRS第16号「リース」を適用したことにより、有形固定資産のその他（純額）が増加したことなどによるものです。

負債合計では670,643百万円となり、前連結会計年度末から8,931百万円増加しました。これは主に、有利子負債が増加したことと、前述のIFRS第16号「リース」を適用したことにより、流動負債のその他及び固定負債のその他が増加したことなどによるものです。

また、純資産は583,582百万円となり、前連結会計年度末から2,133百万円減少しました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により利益剰余金が増加した一方で、一部通貨が円高に推移したこと等により為替換算調整勘定が減少したことなどによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、6,499百万円の収入となり、前第2四半期連結累計期間に比べ、収入が16,532百万円増加しました。これは主に、仕入債務の増減額による収入（前第2四半期連結累計期間は支出）が増加したことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、19,321百万円の支出となり、前第2四半期連結累計期間に比べ、支出が2,834百万円減少しました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が減少したことなどによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、14,456百万円の収入となり、前第2四半期連結累計期間に比べ、収入が6,104百万円減少しました。これは主に、コマーシャル・ペーパー等の有利子負債による資金の調達が増加したことなどによるものです。

上記の結果、当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ、1,290百万円増加し、51,438百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 従業員数

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
計	1,500,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	395,894,554	395,948,254	東京証券取引所 市場第一部 福岡証券取引所	単元株式数は100株 であります。
計	395,894,554	395,948,254		

(注) 提出日現在発行数には、2019年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第33回新株予約権(提出会社発行)

決議年月日	2019年6月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)5名、 当社執行役員(取締役兼務者を除く)6名
新株予約権の数	1,233個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数	普通株式 123,300株(注)1 単元株式数は100株であります。
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2020年8月1日から2035年7月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 855円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増 加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数 は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する ものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)3

新株予約権証券の発行時(2019年7月2日)における内容を記載しております。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数

は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- (注) 2
- (1) 新株予約権 1 個当たり的一部行使はできないものとする。
 - (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。以下同様とする。）のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員のいずれの地位をも喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）、退任の日から 5 年以内に限り権利行使ができるものとする（なお、当該期間中に、新株予約権者が新たに、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、参与またはグループ役員のいずれかの地位に就任した場合（以下「再任」という。）は、当該再任後に退任した日から 5 年以内に限り権利行使ができるものとする。）。この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。
 - (3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち 1 名に限り、下記（4）の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記（4）の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
 - (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
 - (5) 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - (a) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合
 - (b) 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - (c) 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - (d) 新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - イ) 会社法に定める取締役の欠格事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合
 - ロ) 当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員のいずれかを解任された場合
 - ハ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合
 - ニ) 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
 - ホ) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合
 - ヘ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合
 - (e) 新株予約権者が 2020 年 3 月 31 日までに当社の取締役および執行役員ならびに株式会社三越伊勢丹の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合（死亡した場合を含む。）において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
ただし、この場合に当社が無償で取得することができる本新株予約権の個数は、割当個数に当該地位喪失日を含む月の翌月から 2020 年 3 月までの月数を乗じた数を 12 で除した個数（ただし、1 個未満は、これを切り捨てるものとする。）とする。

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部の買入れ、または新株予約権全部の無償取得を行うことができるものとする。

- (注) 3
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権（以下「再編対象会社新株予約権」という。）を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

- 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
a)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
b)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a)記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限
譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

株式会社三越伊勢丹ホールディングス第34回新株予約権(提出会社発行)

決議年月日	2019年6月17日
付与対象者の区分及び人数	株式会社三越伊勢丹取締役(当社取締役兼務者を除く)4名、 株式会社三越伊勢丹執行役員(株式会社三越伊勢丹取締役兼務者を除く)12名
新株予約権の数	1,284個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 128,400株(注)1 単元株式数は100株であります。
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2020年8月1日から2035年7月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 855円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

新株予約権証券の発行時(2019年7月2日)における内容を記載しております。

(注)1~3 「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第33回新株予約権(提出会社発行)」の(注)1~3に同じであります。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年7月1日～ 2019年9月30日(注)	111	395,894	59	50,679	59	19,027

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) 1	東京都港区浜松町2丁目11番3号	39,101	10.02
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口) 2	東京都中央区晴海1丁目8番11号	23,667	6.07
公益財団法人三越厚生事業団	東京都新宿区西新宿1丁目24番1号	13,667	3.50
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9) 3	東京都中央区晴海1丁目8番11号	8,312	2.13
三越伊勢丹グループ取引先持株 会	東京都新宿区新宿5丁目16番10号	8,159	2.09
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5) 4	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,063	1.81
清水建設株式会社	東京都中央区区橋2丁目16番1号	6,200	1.59
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5 JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号)	5,780	1.48
明治安田生命保険相互会社(常 任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	5,697	1.46
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	5,342	1.37
計		122,994	31.52

- (注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数39,101千株は信託業務に係る株式であります。
- 2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数23,667千株は信託業務に係る株式であります。
- 3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)の所有株式数8,312千株は信託業務に係る株式であります。
- 4 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)の所有株式数7,063千株は信託業務に係る株式であります。
- 5 千株未満は切り捨てて表示しております。
- 6 2019年5月9日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社及びその共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社が2019年4月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間未現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,984	0.50
野村アセットマネジメント株式 会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	23,956	6.05
計		25,941	6.56

- 7 2019年8月6日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社が2019年7月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間未現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	1,584	0.40
三井住友トラスト・アセットマネ ジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	13,368	3.38
日興アセットマネジメント株式 会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	10,073	2.55
計		25,025	6.32

- 8 2019年9月6日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アセットマネジメントOne株式会社が2019年8月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	17,816	4.50
計		17,816	4.50

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,701,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 388,478,300	3,884,783	-
単元未満株式	普通株式 1,714,854	-	-
発行済株式総数	395,894,554	-	-
総株主の議決権	-	3,884,783	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,400株(議決権84個)含まれております。

【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社三越伊勢丹ホールディングス	東京都新宿区新宿 五丁目16番10号	5,701,400	-	5,701,400	1.44
計	-	5,701,400	-	5,701,400	1.44

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	47,345	48,955
受取手形及び売掛金	137,239	144,230
有価証券	405	1,690
商品及び製品	45,599	43,719
仕掛品	619	1,675
原材料及び貯蔵品	615	630
その他	38,542	40,321
貸倒引当金	2,116	3,437
流動資産合計	268,251	277,786
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	173,332	173,550
土地	539,852	539,607
その他(純額)	26,569	35,181
有形固定資産合計	739,754	748,339
無形固定資産		
ソフトウェア	19,867	18,624
のれん	23	19
その他	23,334	23,253
無形固定資産合計	43,225	41,897
投資その他の資産		
投資有価証券	122,849	114,907
その他	73,347	71,320
貸倒引当金	162	173
投資その他の資産合計	196,034	186,054
固定資産合計	979,014	976,291
繰延資産		
社債発行費	161	148
繰延資産合計	161	148
資産合計	1,247,427	1,254,225

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	106,486	107,657
短期借入金	22,446	12,345
コマーシャル・ペーパー	4,000	30,000
未払法人税等	4,848	4,557
商品券回収損引当金	31,014	30,024
引当金	22,437	17,630
その他	181,472	169,877
流動負債合計	372,704	372,093
固定負債		
社債	40,000	40,000
長期借入金	70,300	74,099
繰延税金負債	123,970	123,244
退職給付に係る負債	37,729	37,706
引当金	210	240
持分法適用に伴う負債	1,402	1,535
その他	15,394	21,722
固定負債合計	289,007	298,549
負債合計	661,711	670,643
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,573	50,679
資本剰余金	322,770	322,874
利益剰余金	202,040	204,333
自己株式	9,300	9,302
株主資本合計	566,084	568,585
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,448	5,502
繰延ヘッジ損益	42	37
為替換算調整勘定	4,964	1,860
退職給付に係る調整累計額	2,008	1,878
その他の包括利益累計額合計	9,446	5,522
新株予約権	2,077	2,079
非支配株主持分	8,106	7,394
純資産合計	585,715	583,582
負債純資産合計	1,247,427	1,254,225

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)
売上高	563,991	577,288
売上原価	398,507	409,385
売上総利益	165,483	167,903
販売費及び一般管理費	154,658	154,016
営業利益	10,825	13,886
営業外収益		
受取利息	373	370
受取配当金	420	461
持分法による投資利益	1,924	1,041
固定資産受贈益	1,039	1,534
その他	449	613
営業外収益合計	4,206	4,020
営業外費用		
支払利息	418	450
固定資産除却損	543	647
その他	1,787	1,751
営業外費用合計	2,749	2,850
経常利益	12,282	15,057
特別利益		
事業譲渡益	-	649
固定資産売却益	135	-
その他	-	14
特別利益合計	135	663
特別損失		
固定資産処分損	595	1,723
減損損失	93	400
店舗閉鎖損失	3,208	949
事業構造改善費用	1,376	1,601
特別損失合計	5,273	4,675
税金等調整前四半期純利益	7,144	11,046
法人税等	3,463	3,328
四半期純利益	3,680	7,717
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	249	121
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,929	7,595

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)
四半期純利益	3,680	7,717
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,076	1,300
繰延ヘッジ損益	12	5
為替換算調整勘定	1,170	642
退職給付に係る調整額	1,108	129
持分法適用会社に対する持分相当額	2,583	2,191
その他の包括利益合計	3,772	4,010
四半期包括利益	92	3,707
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	490	3,670
非支配株主に係る四半期包括利益	583	36

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	7,144	11,046
減価償却費	13,417	14,874
減損損失	3,054	579
のれん償却額	388	3
賞与引当金の増減額(は減少)	5,321	4,673
貸倒引当金の増減額(は減少)	657	120
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	424	50
受取利息及び受取配当金	793	831
支払利息	418	450
持分法による投資損益(は益)	1,924	1,041
固定資産売却損益(は益)	135	-
事業譲渡損益(は益)	-	649
売上債権の増減額(は増加)	2,455	9,015
たな卸資産の増減額(は増加)	1,217	725
仕入債務の増減額(は減少)	15,297	2,257
未払費用の増減額(は減少)	1,402	3,757
未払金の増減額(は減少)	3,860	2,768
その他	2,109	511
小計	10,328	6,860
利息及び配当金の受取額	3,658	3,102
利息の支払額	419	464
法人税等の支払額	2,944	2,998
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,033	6,499
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	20	20
定期預金の払戻による収入	1,030	20
有形固定資産の取得による支出	19,496	16,808
有形固定資産の売却による収入	135	0
無形固定資産の取得による支出	3,041	2,992
敷金及び保証金の回収による収入	1,433	2,116
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	2,992	2,448
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	295	1,180
事業譲渡による収入	-	898
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	1,315	-
その他	815	1,267
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,155	19,321

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	10,269	3,279
長期借入れによる収入	-	3,800
長期借入金の返済による支出	-	8,000
社債の発行による収入	9,943	-
社債の償還による支出	10,000	-
コマーシャル・ペーパーの純増減額 (は減少)	34,000	26,000
配当金の支払額	2,332	2,332
リース債務の返済による支出	300	979
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	379	661
その他	100	91
財務活動によるキャッシュ・フロー	20,560	14,456
現金及び現金同等物に係る換算差額	469	421
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	12,097	1,212
現金及び現金同等物の期首残高	53,969	50,147
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	-	0
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	79
現金及び現金同等物の四半期末残高	41,872	51,438

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間において、株式会社三越伊勢丹通信販売及び株式会社レオテックスについては重要性が乏しくなったため、連結の範囲より除外しております。

また、第1四半期連結会計期間において、株式会社ニッコウトラベルは、株式会社三越伊勢丹旅行（2019年4月1日より株式会社三越伊勢丹ニッコウトラベルに社名変更）を存続会社とする吸収合併を行ったため、連結の範囲より除外しております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い等の適用)

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 2018年9月14日)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 2018年9月14日)(以下「実務対応報告第18号等」という。)を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、在外子会社等において国際財務報告基準第9号「金融商品」を適用し、資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択をしている場合に、連結決算手続上、当該資本性金融商品の売却損益相当額及び減損損失相当額を当期の損益として修正することとしました。

実務対応報告第18号等の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に計上しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。

(在外連結子会社等における国際財務報告基準第16号「リース」の適用)

国際財務報告基準を適用している在外連結子会社等は、第1四半期連結会計期間より、国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上することとしました。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に計上しております。

この結果、当第2四半期連結会計期間末の有形固定資産の「その他(純額)」が8,335百万円増加、「投資有価証券」が3,017百万円減少し、流動負債の「その他」が1,499百万円及び固定負債の「その他」が6,966百万円増加しております。当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高は2,488百万円減少しております。四半期連結キャッシュ・フロー計算書は、営業活動によるキャッシュ・フローの支出が854百万円減少し、財務活動によるキャッシュ・フローの支出が854百万円増加しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入に対して、債務保証を行っております。

前連結会計年度 (2019年3月31日)		当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)	
従業員住宅ローン保証	69百万円	従業員住宅ローン保証	58百万円
関係会社借入金等債務保証		関係会社借入金等債務保証	
(株)ジェイアール西日本伊勢丹 (注)9,198百万円		(株)ジェイアール西日本伊勢丹 (注)9,065百万円	
保証債務等合計	9,267百万円	保証債務等合計	9,123百万円

(注) 債務保証額から持分法適用に伴う負債として計上された金額を控除した金額を記載しています。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
給料手当	35,547百万円	33,896百万円
退職給付費用	2,088百万円	2,070百万円
引当金繰入額	257百万円	822百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金	42,568 百万円	現金及び預金 48,955 百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	696 百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 812 百万円
流動資産のその他	- 百万円	流動資産のその他 3,294 百万円
現金及び現金同等物	41,872 百万円	現金及び現金同等物 51,438 百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月18日 定時株主総会	普通株式	2,338	6.00	2018年3月31日	2018年6月19日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年11月7日 取締役会	普通株式	2,339	6.00	2018年9月30日	2018年11月27日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月17日 定時株主総会	普通株式	2,339	6.00	2019年3月31日	2019年6月18日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年11月7日 取締役会	普通株式	2,341	6.00	2019年9月30日	2019年12月5日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	百貨店業	クレジット・金融・ 友の会業	不動産業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	522,825	11,402	12,692	546,920	17,070	563,991	-	563,991
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,905	7,685	7,438	17,029	26,316	43,346	43,346	-
計	524,730	19,088	20,131	563,949	43,387	607,337	43,346	563,991
セグメント利益又は損失 ()	5,317	3,138	3,009	11,465	769	10,695	129	10,825

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売・専門店業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業、美容業等を含んでおります。

2 セグメント利益又は損失の調整額129百万円は、セグメント間取引消去等であります。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	百貨店業	クレジット・ 金融・ 友の会業	不動産業	計		
減損損失	2,902	-	-	2,902	151	3,054

(注) 減損損失のうち2,960百万円は店舗閉鎖損失に含まれております。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	百貨店業	クレジット・ 金融・ 友の会業	不動産業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	534,273	11,960	14,734	560,968	16,320	577,288	-	577,288
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,977	7,933	1,987	11,898	25,118	37,016	37,016	-
計	536,250	19,894	16,721	572,866	41,438	614,304	37,016	577,288
セグメント利益	6,802	2,639	3,076	12,518	1,148	13,666	220	13,886

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業、美容業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額220百万円は、セグメント間取引消去等であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	百貨店業	クレジット・ 金融・ 友の会業	不動産業	計		
減損損失	517	-	-	517	61	579

(注) 減損損失のうち179百万円は店舗閉鎖損失に含まれております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	10円08銭	19円47銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	3,929	7,595
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	3,929	7,595
普通株式の期中平均株式数(千株)	389,830	390,081
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	10円04銭	19円38銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	1,638	1,821
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当社は、2019年11月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 理由

現3ヵ年計画(2019~2021年度)における財務状況や株価状況を総合的に勘案し、中長期的な資本効率の向上を図ると共に、今後の経営環境に応じた資本政策の実施を可能にするため

2. 取得する株式の種類：普通株式

3. 取得する株式の数：14,000,000株(上限)

4. 株式取得価額の総額：10,000百万円(上限)

5. 自己株式取得の期間：2019年11月8日から2020年4月30日まで

6. 取得方法：東京証券取引所における市場買付

2 【その他】

第12期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)中間配当について、2019年11月7日開催の取締役会において、2019年9月30日の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	2,341百万円
1株当たりの金額	6円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2019年12月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月11日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅 村 一 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関 口 依 里

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 衣 川 清 隆

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2019年7月1日から2019年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。